

アパレル業者(小売業者)の倒産手続における留意点

吉原 秀
Masaru Yoshihara

PROFILEはこちら



1. はじめに

取引先や融資先が事業を停止し、法的倒産手続に移行する、という事態は、突然やってきます。とりわけ、倒産手続開始直後は、当該事業者を取り巻く環境等も一挙に変化することになりますが、そのような状況下で適切な法的対応を講ずることや取引先や融資先が倒産する場合を想定して平時の法的対応を検討しておくことは、必ずしも容易ではないと思われれます。

本稿では、事業者が倒産した場合を具体的に想定しながら(主として破産手続又は民事再生手続を開始した場合を念頭におきます。)、起こり得る法的問題点とその留意点を、業態別に整理・検討することを試みます。本稿は、そのシリーズ第1弾として、アパレル小売業者の倒産について検討します。

< 設例 >

株式会社Aは、10代から20代の若者をターゲットにした衣料品の小売業を営む会社で、主にショッピングモールやいわゆるファッションビルに店舗を構えて営業していた。資本金は1000万円で、売上高は年間15億円程度で推移していたが、店舗での売れ行きが伸び悩み、それに対応して在庫も膨らんでいったため、資金繰りが徐々に逼迫するようになった。

20XX年X月X日、株式会社Aは月末の買掛金を支払うことができない資金状態に陥り、同月24日、民事再生手続開始を申し立てた。

2. 想定される窮境原因と平時の対応

アパレル小売業者の倒産は増加傾向の兆しがあり、2019年1月から10月の累計倒産件数は199件¹(前年同期比14.3%増)で、負債額も前年同期の約2.3倍に達したというデータもあります²。最近では、米国ファッションブランド「フォーエバー21(FOREVER21)」や高級老舗百貨店チェーン「Barneys New York」³が、米国連邦破産法11条の適用を申請し、10月末で日本の全店舗及びオンラインストアを閉店したニュースが話題となりました。

一部のブランドを除き、日本国内のアパレル業界は苦境が続いているといわれていますが、アパレル小売業者が窮境に陥る要因としては、まず、大手業者の台頭とそれに伴う競争激化が挙げられます。加えて、Eコマースの発達による店頭での販売不振や、業種柄、季節に応じて商品を変え、かつ、色やサイズを幅広く取り揃えておく必要があるため、過剰在庫になりやすいといったことも挙げられるでしょう。

上記のような一般的な傾向を前提とすれば、アパレル小売業者の取引先においては、棚卸資産の精査や物流費等のコスト面を確認することはもとより、当該小売業者が抱えている在庫量や仕入戦略の適切性、店舗ごとの採算性といった点を中心に経営体制を注視しておくことが肝要です。

3. アパレル小売業者の倒産手続と留意点

(1) 担保権に関する留意点

アパレル小売業者は、在庫商品を大量に保有していますので、金融機関等が当該在庫商品を目的物として(流動)集合動

1: そのうち、172件(約86.4%)が破産手続で、9件が民事再生手続とされています。

2: https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20191111_04.html

3: BarneysのChapter 11の詳細は、本ニュースレター2019年12月号「米国Chapter 11最新動向-Barney's」(宮本聡)をご参照☞参照先リンクはこちら

産譲渡担保権を設定している例は少なくないと思われます。

担保権は、融資先からの任意の返済が困難となった場合を想定して設定するものですが、実際に融資先が倒産した場合、当該担保在庫品を換価することは容易ではありません。すなわち、平時の店頭やインターネットショッピングであれば適正価額で売却できますが、担保権者が自力で売却しようとすれば適正価額での売却(換価)は困難な場合が少なくありません。その一例として民事再生手続における担保権実行中止命令の発令が考えられます。設例に即して記載すれば、株式会社Aが担保権実行中止命令を申し立て、裁判所が所定の要件を満たしていると判断すれば、一定期間、申立ての対象となった担保権について、その実行ができなくなります。なお、基本的には、その一定期間に、担保権の実行猶予や目的物の受戻し、被担保債権の弁済方法等について、Aと担保権者の間で合意することが想定されています(一般的に、このような合意を別除権協定といいます。)

加えて、集合動産譲渡担保を設定する際に特定した保管場所から担保目的在庫商品が任意に移動された場合には、担保権の効力が及ばなくなる可能性もありますので、このような観点からも、アパレル小売業者の商品保管体制や商品移動の可能性等を確認することが重要といえるでしょう。

さらに、当該商品のライセンサーが存在する場合には、ブランドイメージを守るためにライセンス契約の解除等を主張される場合も少なくなく、その結果、販売を継続すれば商標権侵害になってしまうなどの理由で、当該商品の換価が困難になるケースもあり得ます。

このような点を踏まえれば、集合動産譲渡担保権を設定する場合はもとより平時においても、当該集合動産の内容(定番品が多くを占めるのか、季節性の商品が多いのか等)や保管状況を確認し、ライセンサーの有無等も勘案して、担保価値を評価しておくことが重要といえるでしょう。

4: 輸入業者(民事再生手続を開始した会社)の輸入する商品に関して信用状を発行していた銀行が、当該輸入商品に対して設定していた譲渡担保権に基づく物上代位権の行使として、当該輸入業者が転売した商品の転売代金の差押えを申し立てた事案において、当該銀行の有する譲渡担保権が当該民事再生手続において別除権と認められるか(再生手続開始前に譲渡担保権について対抗要件を具備していたか)が問題になったケースです。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(2) 信用状取引に関する留意点

アパレル小売業者の中には、中国をはじめとする海外から商品を輸入して仕入れている事業者も少なくありません。そのような輸入取引においてなされる信用状取引についても、当該事業者について法的倒産手続が開始すれば種々の問題が生じ得ます。

例えば、信用状発行銀行が信用状の発行を拒絶し、輸入仕入れが事実上停止してしまう事態に陥れば、たちまち事業が立ち行かなくなりますので、この対応が至急求められます。私的整理においてもこの点は大きな論点となります。

また、信用状発行銀行が信用状を発行後、商品を載せた船舶が海上にある状態で法的倒産手続を開始した場合で、発行銀行が当該商品に担保権(譲渡担保権が典型でしょう。)を設定しているケースでは、その商品がアパレル小売業者と契約している倉庫業者の倉庫に搬入されれば、譲渡担保権と当該倉庫業者の商事留置権の優劣が問題になります。

この点に関し、一定の事実関係を前提に、発行銀行が当該商品を直接占有したことがなくても、発行銀行は占有改定による引渡しを受けていたものと認められる旨判示した判例(最判平成29年5月10日民集71巻5号789頁⁴)もあり、信用状取引の目的物を対象とする譲渡担保権設定契約を締結する場合には、対抗要件の具備についても留意する必要があります。

(3) 取引形態に関する留意点

アパレル小売業者、とりわけ、設例のようにショッピングモールやファッションビルに出店している事業者が商品を販売する際の取引形態は、単純な売買契約ではないことがほとんどです。

紙幅の都合上、網羅的に法的性質等を整理することはできませんが、散見される主要な取引形態を挙げれば下表のとおりです。

	取引形態	取引の内容・特徴
1	委託販売	商品の販売をショッピングモール等に委託する販売方式で、売れ残った商品の所有者は委託者たるアパレル小売業者に帰属しており、売れ残り商品は返品されます。
2	消化仕入れ	ショッピングモール等に商品を納品し、ショッピングモール等が管理・販売を行うが、アパレル小売者とショッピングモール等の仕入・売上は実際に商品が消費者に販売された時点で計上し、所有権もその時点で移転させる販売方式で、売れ残り商品は返品されます。
3	返品特約付売買	シーズンものを入れ替える場合等に取引先が契約を解除又は返品することを認める販売方式です。

それぞれ、当該アパレル小売業者について法的倒産手続を開始した場合に、倒産手続の中でどのように扱われるかを事前に検討しておくことが肝要であり、債権法改正も考慮し、必要に応じて、契約書を作成又は修正することも検討に値します。

(4) DIPファイナンス

アパレル小売業者について民事再生手続が開始されると、倉庫業者・運送業者は自らがアパレル小売業者に対して有する売掛債権を被担保債権として商事留置権に基づいて保管している商品を留置することがあり、取引先からは代金の現金払いや支払いサイトの短縮を迫られることも少なくありません。

状況下において、留置目的物を解放してもらうために被担保債権(未払の倉庫費用・運送費用)を支払ったり、短縮された支払いサイトに対応するために、再生会社(当該小売業者)としては、いわゆるDIPファイナンスを受けて資金調達をすることも視野に入るところです。

(5) デベロッパーとの関係

上記設例のとおり、アパレル小売業者の中には、路面店等

のみならず、ショッピングモールや百貨店等のいわゆるデベロッパーが所有・管理する不動産において、その一区画を賃借して(ケース貸しと呼ばれる形態です。)店舗を運営しているケースが少なくありません。

当該小売業者が民事再生も含めて倒産すると、店舗の利用契約を打ち切られ、退店を迫られることも多いようです(中には物理的に店舗が閉鎖されてしまう場合もあるようです)。

もともと、民事再生手続の開始を理由とする契約の解除(そのような解除原因を定めている条項を倒産解除条項と呼ぶことがあります。)は無効であると解されており(最判平成20年12月16日民集62巻10号2561頁)、再生債務者に不動産や店舗スペースを賃貸している事業者においては、この点に留意して対応を検討する必要があります。

また、民事再生手続の開始により、再生債務者には民事再生手続下における特別の契約解除権が付与される(民事再生法第49条第1項)、この解除権に基づいて、再生債務者としては店舗の統廃合を図る場合もあります。この点、賃貸人やデベロッパーとしては、再生債務者が上記解除権を行使するか否かが定まらない状態が長期化するのを防ぐべく、再生債務者に対して解除権を行使するか否か確答すべき旨の催告をすることができます(同条第2項)、必要に応じて、再生債務者に対する催告も検討することになるでしょう。

全国各地に店舗を有する事業者であれば、このような現象が各地で起こるため、特に取引先(商取引債権者)は、刻一刻と変化する状況を注視し、対応方針等を検討する必要があります。

4. 終わりに

アパレル小売業者について法的倒産手続が開始した場合の問題点や留意点は上記の内容に尽きるものではありませんが、読者の皆様が取引先や融資先の倒産リスク、それに伴う問題点を検討される際の一助になれば幸いです。